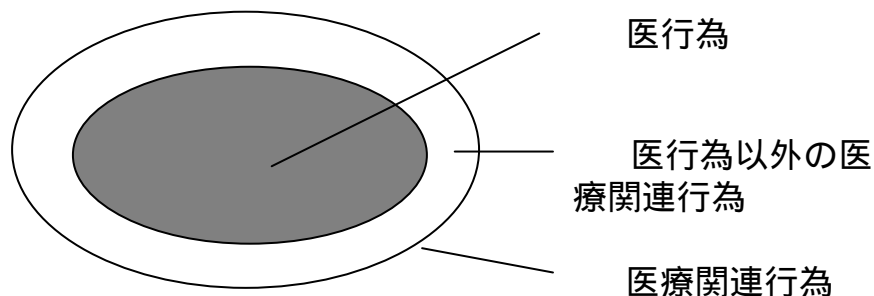


医療関連行為の概念について

○産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会医療行為ワーキンググループでの整理(2003年11月)



医行為

医行為とは、「医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は及ぼす虞のある行為」あるいは「医学上の知識と技能を有しない者がみだりに行うときは、生理上危険がある程度に達している行為」を指す。

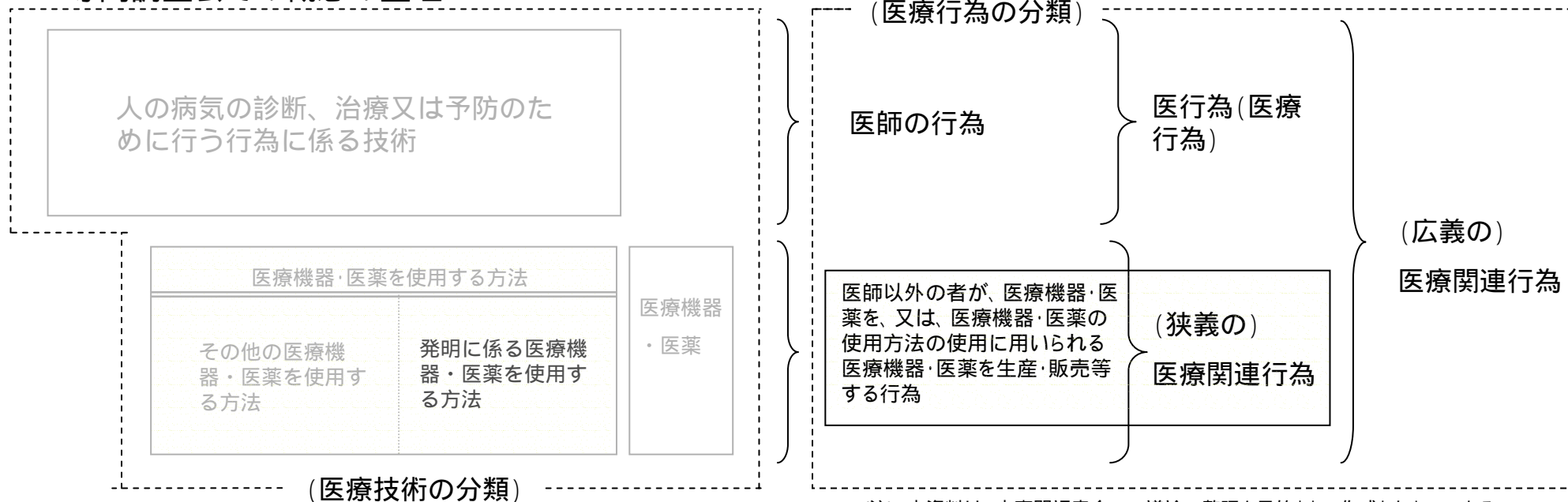
医行為以外の医療関連行為

医師が行うことも想定されるが、医師以外の者も行うことが可能であって、医療と何らかの関連を有する行為(○医行為と連続的に行われる行為、○技術的内容は同じであるが、施す相手等に応じて医行為となったり医行為に当たらないとされたりする行為、○医行為を実施するために必要な物(医薬品・医療機器)を製造・提供する行為)を指す。

医療関連行為

と を合わせたもの。

○専門調査会での概念の整理



(注) 本資料は、本専門調査会での議論の整理を目的として作成したものである。